

区長報告第四号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十七年五月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十七年六月十七日

港区長 武井雅昭

記

平成二十六年六月二十七日議決を得た工事請負契約（（仮称）田町駅東口北地区保育園整備等工事）の契約金額「九億六千百十八万九千二百円」を「九億九千二百三十万四千円」に変更する。

平成26年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	都支出金	諸収入	
2 総務費	1 総務管理費	港区総合戦略プラン策定	円 7,058,000	円 7,058,000	円 7,058,000	円 0	円 0	円 0	円 0
4 民生費	1 社会福祉費	低所得高齢者等生活支援事業	22,720,000	22,720,000	22,720,000	0	0	0	0
6 産業経済費	1 商工費	区内共通商品券発行支援	38,919,000	32,152,906	0	0	29,136,000	0	3,016,906
		地域消費喚起事業	68,144,000	68,144,000	51,280,000	0	6,864,000	10,000,000	0
合計			136,841,000	130,074,906	81,058,000	0	36,000,000	10,000,000	3,016,906

平成27年6月17日提出

港区長 武井雅昭

(説明) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告します。

議案第三十七号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例
右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例

目次

第一章	総則（第一条―第五条）
第二章	特定個人情報の収集等及び登録（第六条・第七条）
第三章	特定個人情報の管理（第八条―第十一条）
第四章	特定個人情報の利用（第十二条―第十五条）
第五章	特定個人情報保護評価（第十六条）
第六章	自己情報の開示、訂正及び利用の停止等（第十七条―第二十四条）
第七章	救済の手続（第二十五条・第二十六条）
第八章	雑則（第二十七条―第三十三条）

付則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）の実施機関における個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供並びに実施機関が保有する特定個人情報の開示、訂正及び利用の停止等の請求に係る措置に関し必要な事項を定めることにより、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを確保し、もって基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- 二 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 三 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 四 区民等 実施機関に自己に関する特定個人情報（以下「自己情報」という。）が保有さ

れている区民及び区民以外の者をいう。

五 事業者 区内で事業活動を行うもの（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）をいう。

六 情報提供等記録 法第二十三条第一項及び第二項の規定により記録された特定個人情報という。

（実施機関等の責務）

第三条 実施機関は、特定個人情報を収集し、管理し、又は利用するに当たっては、基本的人權を尊重し、特定個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、区の特性に応じた施策を実施するものとする。

3 実施機関の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条に規定する一般職及び特別職の地方公務員をいう。）は、職務上知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 区が出資する法人等で区長が指定するものは、特定個人情報の保護に関する区の施策に留

意しつつ、特定個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業の実施に当たっては、特定個人情報の取扱いに適正を期し、個人の権利利益を不当に侵害することがないように努めるとともに、特定個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

（区民の責務）

第五条 区民は、自己情報の開示、訂正及び利用の停止等の請求に係る権利を正当に行使するとともに、相互に個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供の重要性を認識し、これらに関する区の施策に協力しなければならない。

第二章 特定個人情報の収集等及び登録

（収集等の制限）

第六条 実施機関は、法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

2 実施機関は、特定個人情報を収集するときは、特定個人情報を取り扱う事務（以下「事務」という。）の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、法第十九条第十三号に該当する（本人の同意を得ることが困難であるときに

限る。）ことにより、本人以外のものから特定個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに、港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）第六条に規定する港区個人情報保護運営審議会（以下「運営審議会」という。）に報告しなければならない。

（事務の登録）

第七条 実施機関は、事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を特定個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 事務の名称
 - 二 事務の目的
 - 三 対象とする個人の範囲
 - 四 記録する特定個人情報の項目
 - 五 特定個人情報ファイル（法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）の名称
 - 六 特定個人情報保護評価（法第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）の実施状況
 - 七 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める事項
- 2 実施機関は、事務を開始し、又は前項の規定により登録した事務を変更しようとする場合

において、いずれの実施機関においても記録していない項目の特定個人情報を新たに収集する必要があると認めるときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いについて、既に運営審議会の意見を聴いている場合は、この限りでない。

3 実施機関は、第一項の規定により登録した事務を変更し、又は廃止しようとするときは、当該登録を修正し、又は抹消しなければならない。

4 実施機関は、第一項及び前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないと認めるときは、事務を開始し、又は変更した後登録簿に登録し、又は当該登録を修正することができる。この場合において、実施機関は、速やかに登録し、又は登録を修正しなければならない。

5 実施機関は、第一項、第三項又は前項の規定により登録し、又は登録を修正し、若しくは抹消したときは、運営審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 特定個人情報の管理

(適正管理の原則)

第八条 実施機関は、事務の目的を達成するため、特定個人情報を正確かつ最新の状態に保つようになければならない。

2 実施機関は、特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適正な

管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、事務を適正に執行する上で保有する必要がなくなった特定個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

4 実施機関は、特定個人情報情報を適正に管理するため、特定個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

（事務の委託等）

第九条 実施機関は、事務を委託しようとするとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に区の公の施設の管理（事務を含む場合に限る。以下同じ。）を行わせようとするときは、あらかじめ委託又は管理の内容及び条件について運営審議会の意見を聴くとともに、その委託契約又は協定において、当該事務に係る特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならぬ。

2 実施機関は、委託し、又は管理を行わせる事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けたもの又は指定管理者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（再委託）

第十条 事務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）又は区の公の施設の管理を行う

指定管理者は、実施機関の許諾を得た場合に限り、当該事務の再委託（指定管理者にあっては、委託）をすることができる。

（受託者等の責務）

第十一条 受託者及び区の公の施設の管理を行う指定管理者は、特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者及び区の公の施設の管理を行う指定管理者（受託した事務に係る業務又は区の公の施設の管理（以下「受託業務等」という。）に従事している者及び従事していた者を含む。以下「受託者等」という。）は、受託業務等の範囲を超えて特定個人情報の加工、再生等をしてはならない。

3 受託者等は、受託業務等に関して知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第四章 特定個人情報の利用

（適正利用の原則）

第十二条 実施機関は、特定個人情報を事務の目的に即して適正に利用しなければならない。

（特定個人情報の利用の制限等）

第十三条 実施機関は、利用目的以外の目的のために当該実施機関が保有する特定個人情報（

情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができるとはならない。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項本文の規定により利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用したとき（本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）は、速やかにその事実を本人に通知するとともに、運営審議会に報告しなければならない。

4 実施機関は、第二項本文の規定により利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用したときは、区規則で定める事項を記録簿に記録し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第十四条 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を利用してはならない。

（特定個人情報の提供の制限等）

第十五条 実施機関は、法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

2 第十三条第三項（法第十九条第十三号に該当する場合であつて、本人の同意を得ることが困難なときに限る。）及び第四項の規定は、実施機関が保有する特定個人情報を他の実施機関に提供する場合について準用する。

3 実施機関から特定個人情報の提供を受けたもの（他の実施機関を除く。）は、個人の権利利益を不当に侵害することがないように当該特定個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならぬ。

第五章 特定個人情報保護評価

（運営審議会への意見聴取）

第十六条 実施機関は、事務が特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第六条第一項各号のいずれかに該当する場合は、同規則第二条第二号に規定する重点項目評価書に記載された当該特定個人情報ファイルの取扱いについて、運営審議会の意見を聴くものとする。

第六章 自己情報の開示、訂正及び利用の停止等

（開示の請求）

第十七条 区民等は、実施機関に対し、自己情報の閲覧、視聴又は写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」

と総称する。)は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。

3 実施機関は、第一項又は前項の規定による開示の請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、開示の請求に応じないことができる。

一 法令、条例又はこれらに基づく規則(以下「法令等」という。)の規定により開示をすることができない場合

二 本人又は第三者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる場合

三 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関するもので、本人に開示をしないことが正当と認められる場合

四 取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示をすることにより業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる場合

五 第三者に関する情報を含むものであって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合

六 前各号に掲げるもののほか、運営審議会の意見を聴いて、公益又は区民福祉の向上のために開示をしないことが特に必要と認められる場合

4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に、前項の規定により開示の請求に応じないことができる自己情報とそれ以外の自己情報とがある場合において、それらを容易に分けることができ、かつ、分けても開示の請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、開示の請求に応

しないことができる自己情報を除いて、開示の請求に応じなければならぬ。

5 実施機関は、第三項の規定により開示の請求に応じないこととした自己情報であっても、期間の経過により、その理由がなくなったときは、開示の請求に応じなければならぬ。

6 実施機関は、自己情報の開示をすることにより当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の開示に代えて、その写しの開示をすることができる。

（自己情報の存否に関する情報）

第十八条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の存在の有無を答えるだけで、前条第三項各号に規定する開示の請求に応じないことのできる情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を答えないこと（以下「存否応答拒否」という。）ができる。

2 実施機関は、前項の存否応答拒否の決定をしたときは、運営審議会にその内容を報告しなければならぬ。

（訂正の請求）

第十九条 区民等は、自己情報に事実の誤りがあるとき、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の訂正を請求することができる。
（利用の停止等の請求）

第二十条 区民等は、自己情報（自己に関する情報提供等記録を除く。この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用の停止等」という。）を請求することができる。

一 実施機関により適法に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第六条第一項の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、第十三条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき、又は法第二十条八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。当該自己情報の利用の停止又は削除

二 第十五条第一項の規定に違反して提供されているとき。当該自己情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の利用の停止等を請求することができる。

（開示等の請求方法）

第二十一条 第十七条から前条まで（第十八条を除く。）の規定により自己情報の開示、訂正又は利用の停止等（以下「開示等」という。）を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 開示等の請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- 三 開示等の請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、区規則で定める事項

2 自己情報の開示等を請求しようとする者は、自己が当該請求に係る特定個人情報本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類であつて区規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、第一項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求書を提出した者（以下「開示等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

（開示等の請求に対する決定）

第二十二條 実施機関は、前条第一項の規定による請求があつたときは、請求があつた日の翌日から起算して、開示の請求にあつては十四日以内に、その他の請求にあつては二十日以内に、当該請求に応じるか否か又は存否応答拒否の決定（以下「可否等の決定」という。）をし、その旨を書面により速やかに開示等請求者に通知しなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の場合において、開示等の請求に応じない旨の決定（開示等の請求の一部について応じない旨の決定を含む。）又は存否応答拒否の決定をしたときは、その理由を併せて通知し

なければならぬ。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に可否等の決定をすることができないときは、同項に規定する期間が経過した日から起算して三十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由及び可否等の決定をすることができず期日を速やかに開示等請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、開示等の請求に係る自己情報が著しく大量であるため、第一項及び前項に規定する期間内にその全てについて可否等の決定をすることができないときは、当該自己情報のうちの相当の部分につき、当該期間内に可否等の決定をし、残りの自己情報については、相当の期間内に決定することができる。この場合において、実施機関は、その理由及び決定することができる時期を開示等請求者に通知しなければならない。

(第三者に対する意見照会等)

第二十三条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、開示の請求に応じる旨の決定(以下「開示の決定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知し、意見を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関

する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（決定後の手続）

第二十四条 実施機関は、第二十二条第一項、第三項及び第四項の規定により自己情報の開示等の請求に応じる旨の決定をしたときは、速やかに当該請求に応じなければならない。

2 実施機関は、自己情報の訂正又は利用の停止等の請求に応じる旨の決定をしたときは、当該特定個人情報の提供を受けているものにその旨を通知する等必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、自己情報の訂正の請求に応じる旨の決定に基づき当該実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び法第九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第七章 救済の手続

（苦情の処理）

第二十五条 実施機関は、実施機関の特定個人情報の取扱いに関する区民等の苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

（不服申立て）

第二十六条 実施機関は、この条例の規定による処分に関し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき及び当該不服申立てに係る処分を取り消すときを除き、速やかに港区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成四年港区条例第三号）第一条に規定する港区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して、当該不服申立てについて決定をしなければならない。

第八章 雑則

（費用負担）

第二十七条 この条例の規定による自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。ただし、この条例の規定による自己情報の写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。

2 前項ただし書に規定する写しの交付に要する費用は、区規則に定めるところにより徴収する。

3 第一項ただし書に規定する写しの交付に要する費用は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）により保護を受ける者から請求があるときその他区長が特別の理由があると認

めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（他の法令等との調整等）

第二十八条 他の法令等（法附則第六条第五項に規定する情報提供等記録開示システムに係るものを除く。）の規定により、実施機関に対して自己情報の開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、その定めるところによる。

（事業者等への支援）

第二十九条 区長は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者及び区民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情の処理のあっせん等）

第三十条 区長は、特定個人情報の取扱いに関し、事業者と区民との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等への要請）

第三十一条 区長は、特定個人情報を保護するために必要があるときは、国、他の地方公共団体等に適切な措置をとるよう要請するものとする。

（実施状況の公表）

第三十二条 区長は、少なくとも毎年一回、この条例による特定個人情報の保護制度の実施状

況について、公表するものとする。

（委任）

第三十三条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第五章及び第三十三条並びに次項及び付則第三項の規定 公布の日

二 第七条、第九条から第十三条まで、第十五条第二項及び第三項並びに第三十二条の規定
平成二十八年一月一日

三 第十四条及び第二十四条第三項の規定 法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日
（準備行為）

2 実施機関は、この条例（前項各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な事務の登録、運営審議会への意見聴取その他の準備行為をすることができる。

（検討）

3 区は、法第九条第二項の規定に基づき個人番号を利用することができる事務及び法第十九

条第九号の規定に基づき他の実施機関に特定個人情報を提供することができるとする事務等について、必要な検討を加え、平成二十八年一月一日までにこの条例で定めるものとする。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）が施行されることに伴い、区における個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供について必要な事項を定める必要があるため、本案を提出いたします。

議案第三十八号

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区长 武井雅昭

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「磁気テープ」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機（汎用電子計算機及びこれに類する機能を有する機器で区規則で定めるものをいう。第二十条及び第二十一条において同じ。）による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）」に改め、同条第四号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）」、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）」に改める。

第六条中「保護制度」の下に「及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第 号。以下「特定個人情報保護条例」という。）による特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第三十七条の二において同じ。）の保護制度」を加える。

第七条第一項第一号中「第三十五条第二項の規定」の下に「並びに特定個人情報保護条例第七条第二項本文、第九条第一項及び第十七条第三項第六号の規定」を加え、同項第二号中「第二十二条の二第二項の規定」の下に「並びに特定個人情報保護条例第六条第三項、第七条第五項、第十三条第三項（第十五条第二項の規定において準用する場合を含む。）及び第十八条第二項の規定」を加える。

第十五条中「同じ。」に「区の」を、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、委託し、又は管理を行わせる業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けたもの又は指定管理者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

（再委託）

第十五条の二 業務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）又は区の公の施設の管理を行う指定管理者は、実施機関の許諾を得た場合に限り、当該業務の再委託（指定管理者にあつては、委託）をすることができる。

第十六条第一項中「実施機関から業務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）を「受託者」に、「指定管理者」を「管理を行う指定管理者」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「指定管理者」を「管理を行う指定管理者」に改める。

第二十条中「（汎用電子計算機及びこれに類する機能を有する機器で区規則で定めるものをいう。以下同じ。）を削る。

第二十一条第一項ただし書中「とき」の下に「又は法令等の定めがあるとき」を加える。

第三十条中「速やかに」の下に「港区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成四年港区条例第三号）第一条に規定する」を加える。

第三十一条に次の二項を加える。

2 前項ただし書に規定する写しの交付に要する費用は、区規則に定めるところにより徴収する。

3 第一項ただし書に規定する写しの交付に要する費用は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）により保護を受ける者から請求があるときその他区長が特別の理由があるとき認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（適用除外等）

第三十七条の二 特定個人情報については、この条例（第二章及び第六章を除く。）の規定は、適用しない。

2 実施機関における特定個人情報の取扱い及び実施機関が保有する自己に関する特定個人情報の開示、訂正、削除等の請求に係る事項については、別に条例で定める。

付 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第十五条に一項を加える改正規定、第十五条の次に一条を加える改正規定及び第十六条第一項の改正規定（「実施機関から業務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）」を「受託者」に改める部分に限る。）は、平成二十八年一月一日から施行する。

（説明）

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例を制定することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第三十九号

港区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

港区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成四年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「、」に改め、「第三十条」の下に「及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第 号）第二十六条」を加える。

第八条中「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等に記録されるもの又は記録されたもの」を「港区個人情報保護条例第二条第一号に規定する個人情報」に改める。

付 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

(説明)

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例を制定することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第四十号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部三十七の項の次に次のように加える。

三十七の二 建築基準法第五十八条に規定する高度地区に関する都市計画に基づく建築物の絶対高さ制限の特	高度地区における建築物の絶対高さ制限の特例認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。
---	------------------------------	-------	----------

<p>例の認定の申請に対する審査</p>	<p>三十七の三 建築基準法第五十八条に規定する高度地区に関する都市計画に基づく建築物の絶対高さ制限の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>三十七の四 建築基準法第五十八条に規定する高度地区に関する都市計画に基づく建築物の絶対高さ制限に係る経過措置に</p>
	<p>高度地区における建築物の絶対高さ制限の特例許可申請手数料</p>	<p>高度地区における建築物の絶対高さ制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>
	<p>十六万円</p>	<p>二万八千円</p>
<p>許可申請のとき。</p>		<p>認定申請のとき。</p>

よる適用除外
の認定の申請
に対する審査

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(説 明)

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき区が定める高度地区に絶対高さ制限を導入することに伴い、制限の緩和の特例等に関する認定申請及び許可申請の手数を新設するため、本案を提出いたします。

議案第四十一号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表六十七の項の次に次のように加える。

<p>六十七の三 食品製造業 等取締条例第五條の二 第一項又は第三項の規</p>	<p>六十七の二 食品製造業 等取締条例第五條第一 項又は第二項の規定に 基づく弁当等人力販売 業の許可の申請に対す る審査（卸売市場内の 営業を除く。）</p>	<p>弁当等人力販売業許可 申請手数料</p>	<p>弁当等人力販売業許可 更新申請手数料</p>	<p>一件ごとに 千四百円</p>	<p>一件ごとに 五千四百円</p>	<p>交付申請とき。</p>	<p>許可申請とき。 更新申請とき。</p>
--	---	-----------------------------	-------------------------------	-----------------------	------------------------	----------------	----------------------------

定に基づく弁当等人力 販売業の許可済証の交 付（卸売市場内の営業 を除く。）	弁当等人力販売業許可済証再 交付手数料	一件ごとに 千百円	再交付 の とき。
---	------------------------	--------------	-----------------

別表六十八の項中「第五条」を「第五条の三第一項又は第二項」に、「製造業者等」を「製造業等」に改める。

付 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

（説 明）

食品製造業等取締条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第五十三号）の施行による食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一十号）の一部改正により弁当類又はそう菜類を販売する行商について許可制が定められるとともに、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第十二号）の施行により弁当等人力販売業の許可等に係る事務が区に移譲されることに伴い、手数料を新設するため、本案を提出いたします。

議案第四十二号

港区防災対策基本条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区防災対策基本条例の一部を改正する条例

港区防災対策基本条例（平成二十三年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改める。

「第五節 災害時要援護者に対する施策」を「第五節 要配慮者に対する施策」に改める。

第十七条の見出し中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条第一項中「援護を」を「配慮を」に、「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同条第二項中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行による災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部改正を踏まえ、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第四十三号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「（平成二十年東京都告示第百九十九号）」を「（平成二十七年東京都告示第百九十八号）」に改め、同表に次のように加える。

田町駅東口北地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された田町駅東口北地区地区計画（平成二十六年東京都告示第千三百六十七号）のうち、地区整備計画が定められた区域
虎ノ門三・四丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門三・四丁目地区地区計画（平成二十七年港区告示第八十三号）のうち、地区整備計画が定められた区域
虎ノ門二丁目10地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門二丁目10地区地区計画（平成二十七年港区告示第百四号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項を次のように改める。

V 街区	IV 街区	III 街区	II 街区	I 街区
	<p>風営法第二條第一項第七号及び第八号並びに同條第五項のいずれかの用に供する建築物</p>	<p>一 風営法第二條第六項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物 二 住宅等の用途に供する部分の容積率が百分の百二十未満の建築物 三 建築面積が二百平方メートル未満の建築物</p>	<p>一 風営法第二條第六項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物 二 事務所 三 住宅等の用途に供する部分の容積率が百分の三百六十一未満の建築物 四 建築面積が二百平方メートル未満の建築物</p>	<p>一 風営法第二條第六項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物 二 住宅等の用途に供する部分の容積率が百分の二百九未満の建築物 三 建築面積が二百平方メートル未満の建築物</p>
			<p>十分の五十三</p>	<p>十分の五十</p>
		<p>十分の七十</p>		<p>十分の七十</p>
			<p>十分の六十</p>	<p>十分の八十</p>
		<p>五千平方メートル</p>		
<p>計画図に示す壁面の位置の数値(敷地面積が二百五十平方メートル未満であるものを除く。)ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するに必要の範囲を除外する。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値(敷地面積が二百五十平方メートル未満であるものを除く。)ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するに必要の範囲を除外する。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値(敷地面積が二百五十平方メートル未満であるものを除く。)ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するに必要の範囲を除外する。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値(敷地面積が二百五十平方メートル未満であるものを除く。)ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するに必要の範囲を除外する。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値(敷地面積が二百五十平方メートル未満であるものを除く。)ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するに必要の範囲を除外する。</p>
<p>都市再生特別法(第三十一年)</p>	<p>都市再生特別法(第三十一年)</p>	<p>都市再生特別法(第三十一年)</p>	<p>都市再生特別法(第三十一年)</p>	<p>都市再生特別法(第三十一年)</p>
				<p>計画図に示す建築制限</p>

IX 街区	VIII 街区 （VIII 街区 を除外）	VIII 街区 VII 街区 —	VII 街区	
	<p>風営法第二條第一項第七号及び第八号並びに同条第五項のいずれかの用に供する建築物</p>	<p>一 建築物の地上階部分を次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物（エントランス、廊下、階段、管理諸室その他用途上やむを得ない部分を除く。） 二 風営法第二條第一項第七号及び第八号並びに同条第五項のいずれかの用に供する建築物 (一) 飲食店 (二) 展示場その他これに類するもの (三) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (四) 風営法第二條第一項第七号及び第八号並びに同条第五項のいずれかの用に供する建築物</p>		
		二百五十平方メートル		
<p>計画図に示す壁面の位置の数値（敷地面積が二百五十平方メートル未満であるものを除く。）ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要な庇その他これに類するもの並びに壁面緑化のための施設を除く。</p>		<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要な庇その他これに類するもの並びに壁面緑化のための施設を除く。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要な庇その他これに類するもの並びに壁面緑化のための施設を除く。</p>	
<p>八。都市再生特別措置法第三十條第一項の高さに応じて定めらるる高さ。</p>		<p>八。都市再生特別措置法第三十條第一項の高さに応じて定めらるる高さ。</p>	<p>八。都市再生特別措置法第三十條第一項の高さに応じて定めらるる高さ。</p>	<p>別表第一の区域に於ては、建築物の建築高さの制限は、この限りでない。</p>

別表第二に次のように加える。

田町駅北地区整備計画	I 街区	公園街 区	II 街区 II 街区 一
<p>一 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 二 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設以外の建築物</p>	<p>一 法別表第二(ウ)項に掲げる建築物 二 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 三 建築面積が五十平方メートル未満の建築物(巡查派出所その他これに類する公益上必要な建築物の場合を除く。)</p>	
			<p>十分の二十八</p>
			<p>十分の十、たの巡査所、出所その他に類する公益上の建築物を除外する。</p>
			<p>十分の八</p>
			<p>五百平方メートル、たの巡査所、派出所その他に類する公益上の建築物を除外する。</p>
<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の通行の用に供する通路、歩行者デッキ、エレベーター、エスカレーター、階段その他これらに類する用途に供する建築物並びに歩行者の快適性及び安全性を高めるための底その他これに類する建築物の部分を除く。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の通行の用に供する通路、歩行者デッキ、エレベーター、エスカレーター、階段その他これらに類する用途に供する建築物並びに歩行者の快適性及び安全性を高めるための底その他これに類する建築物の部分を除く。</p>	
			<p>四十メートル建築物の高さはT・P・からの高さによる。</p>

よる。

備地10二虎 計区地丁ノ 画整区目門	画整区丁三虎 備地目・ノ 計区地四門				
	B 地区	A 地区	街Ⅱ 街 区 二 区		
<p>一 風営法第二條第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p> <p>二 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>三 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>一 風営法第二條第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p> <p>二 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>三 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>			<p>一 法別表第二(ウ)項に掲げる建築物</p> <p>二 風営法第二條第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p>	
		五百 平方 メートル		要 築 の 敷 地 の 敷 合 を 除 く。	
<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の快適性及び安全性を高めるため</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類する建築物、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇その他これに類する建築物並びに給排気施設の部分を除く。</p>			<p>を高めるための庇その他これに類する建築物の部分を除く。</p>	
<p>百九十五メートル 建築物の高さはT・Pに二十メートルを加える</p>			<p>百八十五メートル 建築物の高さはT・Pからの高さによる。</p>		

	その他これらに類するもの
	に設ける庇、手すりその他これらに類する建築物、給排水施設の部分、建築物の出入口の上部に位置する庇の部分並びに歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける横断歩行者通路、階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類する建築物の部分を除く。
	たものから高さによる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画の都市計画決定の変更並びに田町駅東口北地区地区計画、虎ノ門三・四丁目地区地区計画及び虎ノ門二丁目10地区地区計画の決定に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第四十四号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区长 武井雅昭

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一特殊疾病者の項中「ブラウ症候群」の下に「、先天性ミオパチー、マリネスコ・シエーグレン症候群、筋ジストロフィー、非ジストロフィー性ミオトニー症候群、遺伝性周期性四肢麻痺、アトピー性脊髄炎、脊髄空洞症、脊髄髄膜瘤、アイザックス症候群、遺伝性ジストニア、神経フェリチン症、脳表へモジデリン沈着症、禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症、皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症、神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症、ペリーー症候群、前頭側頭葉変性症、ピツカースタッフ脳幹脳炎、痙攣重積型（二相性）急性脳症、先天性無痛無汗症、アレキサnder病、先天性核上性球麻痺、

メビウス症候群、中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群、アイカルディ症候群、片側巨脳症、限局性皮質異形成、神経細胞移動異常症、先天性大脳白質形成不全症、ドラベ症候群、海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん、ミオクロニー欠神てんかん、ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん、レノックス・ガストー症候群、ウエスト症候群、大田原症候群、早期ミオクロニー脳症、遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん、片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群、環状20番染色体症候群、ラスマッセン脳炎、PCDH19関連症候群、難治頻回部分発作重積型急性脳炎、徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症、ランドウ・クレフナー症候群、レット症候群、スタージ・ウエーバー症候群、結節性硬化症、色素性乾皮症、先天性魚鱗癬、家族性良性慢性天疱瘡、類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）、特発性後天性全身性無汗症、眼皮膚白皮症、肥厚性皮膚骨膜炎、弾性線維性仮性黄色腫、マルファン症候群、エーラス・ダンロス症候群、メンケス病、オクシピタル・ホーン症候群、ウイルソン病、低ホスファターゼ症、VATER症候群、那須・ハコラ病、ウィーバー症候群、コフィン・ローリー症候群、有馬症候群、モワット・ウイルソン症候群、ウイリアムズ症候群、ATR-X症候群、クルーゾン症候群、アペール症候群、ファイファー症候群、アントレー・ビクスラー症候群、コフィン・シリズ症候群、ロスマンド・トムソン症候群、歌舞伎症候群、多脾症候群、無脾症候群、鰓耳腎症候群、ウェルナー症候群、コケイン症候群、プラダー・ウイリ症候群、ソトス症候群、ヌーナン症候群、ヤング・シンプソン症候群、1 p 36欠失症候群、4 p欠失症候群、5 p欠失症候群、第14番染

染色体父親性ダイソミー症候群、アンジェルマン症候群、スミス・マギニス症候群、22q11.2欠失症候群、エマヌエル症候群、脆弱X症候群関連疾患、脆弱X症候群、総動脈幹遺残症、修正大血管転位症、完全大血管転位症、単心室症、左心低形成症候群、三尖弁閉鎖症、心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症、心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症、ファロー四徴症、両大血管右室起始症、エプスタイン病、アルポート症候群、ギャロウエイ・モワト症候群、急速進行性糸球体腎炎、抗糸球体基底膜腎炎、一次性ネフローゼ症候群、一次性膜性増殖性糸球体腎炎、紫斑病性腎炎、先天性腎性尿崩症、間質性膀胱炎（ハンナ型）、オスラー病、閉塞性細気管支炎、肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）、肺胞低換気症候群、 $\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症、カーニー複合、ウォルフラム症候群、ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）、副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、副腎皮質刺激ホルモン不応症、ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症、ビタミンD依存性くる病／骨軟化症、フェニルケトン尿症、高チロシン血症1型、高チロシン血症2型、高チロシン血症3型、メープルシロップ尿症、プロピオン酸血症、メチルマロン酸血症、イソ吉草酸血症、グルコーストランスポート1欠損症、グルタル酸血症1型、グルタル酸血症2型、尿素サイクル異常症、リジン尿性蛋白不耐症、先天性葉酸吸収不全、ポルフィリン症、複合カルボキシラーゼ欠損症、筋型糖原病、肝型糖原病、ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症、レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症、シトステロール血症、タンジール病、原発性高カイロミクロン血

症、脳髓^{けん}黄色腫症、無βリポタンパク血症、脂肪萎縮症、家族性地中海熱、高IgD症候群、中條・西村症候群、化膿^{のう}性無菌性関節炎・壊疽^{えそ}性膿^{のう}皮症・アクネ症候群、慢性再発性多発性骨髄炎、強直性脊椎炎、進行性骨化性線維異形成症、肋骨^{ろつ}異常を伴う先天性側弯^{わん}症、骨形成不全症、タナトフォリック骨異形成症、軟骨無形性症、リンパ管腫症／ゴーム病、巨大リンパ管奇形（頸部^{けい}顔面病変）、巨大静脈奇形（頸部^{けい}口腔^{くわう}咽頭びまん性病変）、巨大動静脈奇形（頸部^{けい}顔面又は四肢病変）、クリツペル・トレノネー・ウエーバー症候群、先天性赤血球形成異常性貧血、後天性赤芽球^{ろう}癆、ダイアモンド・ブラックファン貧血、ファンコニ貧血、遺伝性鉄芽球性貧血、エプスタイン症候群、自己免疫性出血病^Ⅲ、クローンカイト・カナダ症候群、非特異性多発性小腸潰瘍症、ヒルシユスプルング病（全結腸型又は小腸型）、総排泄^{せつ}腔^{くわう}外反症、総排泄^{せつ}腔^{くわう}遺残、先天性横隔膜ヘルニア、乳幼児肝巨大血管腫、胆道閉鎖症、アラジール症候群、遺伝性睪^{すい}炎、囊胞^{のう}性線維症、IgG4関連疾患、黄斑ジストロフィー、レーベル遺伝性視神経症、アッシュヤー症候群、若年発症型両側性感音難聴、遅発性内リンパ水腫、好酸球性副鼻腔^{くわう}炎を、「ネフロローゼ症候群」の下に「（IgA腎症を除く。）」を、「ミオトニー症候群」の下に「（シユワルツ・ヤンペル症候群を除く。）」を加え、「強直性脊椎炎」、「遺伝性（本態性）ニューロパチー」及び「先天性ミオパチー」を削り、「ウイルスン病」を「（遠位型ミオパチーを除く。）」に改め、「脊髄空洞症」を削る。

1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の港区心身障害者福祉手当条例の規定により次の表の上欄に掲げる疾病に該当して心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の受給の対象となつてゐる者は、この条例による改正後の港区心身障害者福祉手当条例の規定により同表下欄に掲げる疾病に該当して手当の受給の対象となつてゐる者とみなす。

ネフローゼ症候群	I g A腎症又はネフローゼ症候群（I g A腎症を除く。）のうちいずれか相当である疾病
ミオトニー症候群	シュワルツ・ヤンペル症候群又はミオトニー症候群（シュワルツ・ヤンペル症候群を除く。）のうちいずれか相当である疾病
進行性筋ジストロフィー	遠位型ミオパチー又は進行性筋ジストロフィー（遠位型ミオパチーを除く。）のうちいずれか相当である疾病
遺伝性（本態性）ニューロパチー	シャルコー・マリー・トゥース病

（説明）

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく国の医療費助成の対象となる指定難病が追加されたことに伴い、心身障害者福祉手当の支給対象とする特殊疾病の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。

議案第45号

平成27年度

港区一般会計補正予算（第1号）

平成27年度港区一般会計補正予算（第1号）

平成27年度港区の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ927,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,057,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月17日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		12,202,835	515,719	12,718,554
	1 国庫負担金	7,835,268	15,835	7,851,103
	2 国庫補助金	4,280,011	499,884	4,779,895
14 都支出金		5,602,245	380,037	5,982,282
	1 都負担金	1,984,786	7,917	1,992,703
	2 都補助金	2,731,165	372,120	3,103,285
18 繰越金		1,000,000	31,498	1,031,498
	1 繰越金	1,000,000	31,498	1,031,498
歳入合計		114,130,000	927,254	115,057,254

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		42,812,638	895,584	43,708,222
	1 社会福祉費	13,657,417	367,734	14,025,151
	2 児童福祉費	23,746,484	527,850	24,274,334
10 諸支出金		7,952,996	31,670	7,984,666
	2 他会計繰出金	7,811,051	31,670	7,842,721
歳 出 合 計		114,130,000	927,254	115,057,254

議案第46号

平成27年度

港区介護保険会計補正予算（第1号）

平成27年度港区介護保険会計補正予算（第1号）

平成27年度港区の介護保険会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月17日提出

港区長 武井雅昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		3,749,233	△31,670	3,717,563
	1 介護保険料	3,749,233	△31,670	3,717,563
8 繰入金		2,682,524	31,670	2,714,194
	1 一般会計繰入金	2,682,524	31,670	2,714,194
歳入合計		15,515,563	0	15,515,563

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		14,016,768	0	14,016,768
	1 介護サービス等諸費	14,016,768	0	14,016,768
歳 出 合 計		15,515,563	0	15,515,563

議案第四十七号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 (仮称) 桜田公園自転車駐車場整備工事
- 二 工事の規模 (一) 機械式自転車駐車場 二基
(二) 管理室 一棟
- 三 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 四 契約金額 四億三千四百十六万円
- 五 契約締結日 契約承認の日
- 六 工期 契約締結の日の翌日から平成二十八年二月二十九日まで

七 契約の相手方 東京都港区高輪三丁目十九番二十三号

徳倉建設株式会社東京支店

執行役員支店長

山下信夫

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年港区条例第八号)第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四十八号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 芝浦四丁目道路整備工事
- 二 工事の規模 工事区間長三八一・二メートル
歩道舗装面積一、三一四平方メートル
車道舗装面積三、七三一平方メートル
- 三 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 四 契約金額 一億三千九百三十二万円
- 五 契約締結日 契約承認の日

六 工 期 契約締結の日の翌日から平成二十八年二月二十九日まで

七 契約の相手方 東京都港区港南二丁目十三番三十一号

地崎道路株式会社東京支店

執行役員支店長

平 田 勝 巳

(説 明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四十九号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- 一 購入の目的 情報システム端末機器等の更新
- 二 物品の種類及び数量
 - (一) パーソナルコンピュータ 七百五十台
 - (二) モニター 七百五十台
 - (三) 文書作成等ソフトウェア 八百式
- 三 購入予定価格 一億六百七十九万五千八百円
- 四 購入の相手方 東京都港区芝四丁目四番十二号
三信電気株式会社

常務取締役ソリューション営業本部長

鴨 下 光 夫

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立商工会館

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社アクト・テクニカルサポート

東京都港区赤坂四丁目一番三十三号

三 指定の期間

平成二十七年十月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

商工会館の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十一号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立三田いきいきプラザ

港区立神明いきいきプラザ

港区立虎ノ門いきいきプラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

百葉の会・東急コミュニティー共同事業体

静岡県富士市五貫島百七十五番地医療法人財団百葉の会内

三 指定の期間

医療法人社団湖聖会と医療法人財団百葉の会との合併の効力が生ずる日から平成二十九年三月三十一日まで

(説明)

三田いきいきプラザ等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十二号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立台場高齢者在宅サービスセンター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人財団百葉の会

静岡県富士市五貫島百七十五番地

三 指定の期間

医療法人社団湖聖会と医療法人財団百葉の会との合併の効力が生ずる日から平成二十八

年三月三十一日まで

(説明)

台場高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十三号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立芝高齢者在宅サービスセンター

港区立芝地域包括支援センター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人財団百葉の会

静岡県富士市五貫島百七十五番地

三 指定の期間

医療法人社団湖聖会と医療法人財団百葉の会との合併の効力が生ずる日から平成二十八年三月三十一日まで

(説明)

芝高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人財団百葉の会

静岡県富士市五貫島百七十五番地

三 指定の期間

医療法人社団湖聖会と医療法人財団百葉の会との合併の効力が生ずる日から平成二十九

年三月三十一日まで

(説明)

虎ノ門高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十五号

町の区域の変更について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

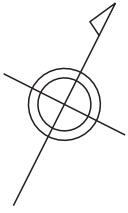
町の区域の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、本区の町の区域を別図のとおり変更する。

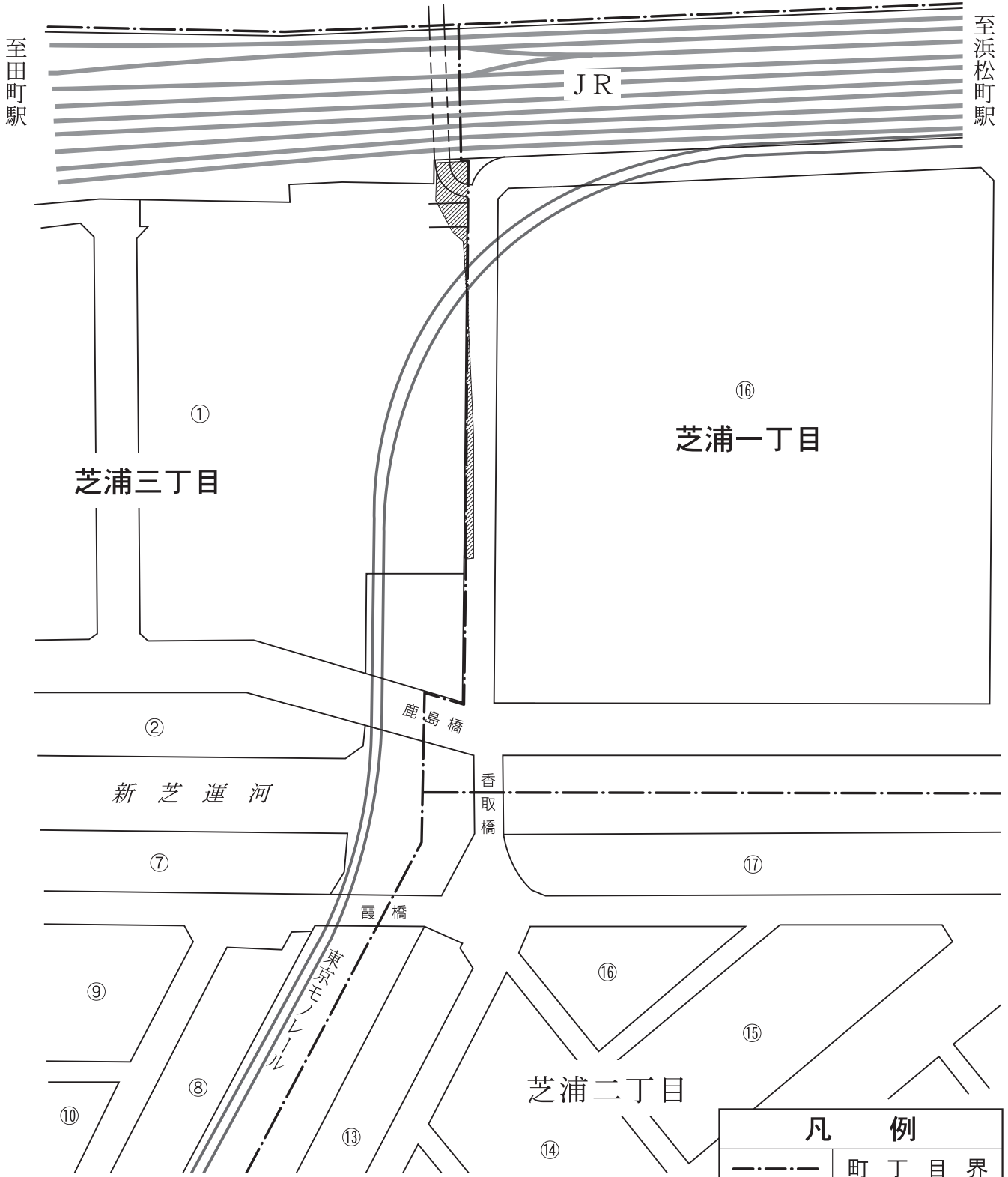
（説明）

田町駅東口北地区土地区画整理事業に伴い、芝浦一丁目及び芝浦三丁目の町の区域を変更する必要があるため、地方自治法第二百六十条第一項の規定に基づき、本案を提出いたします。

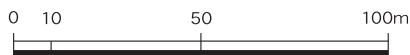
町区域の変更図（変更前）



芝四丁目

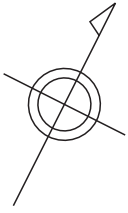


1 : 2,000

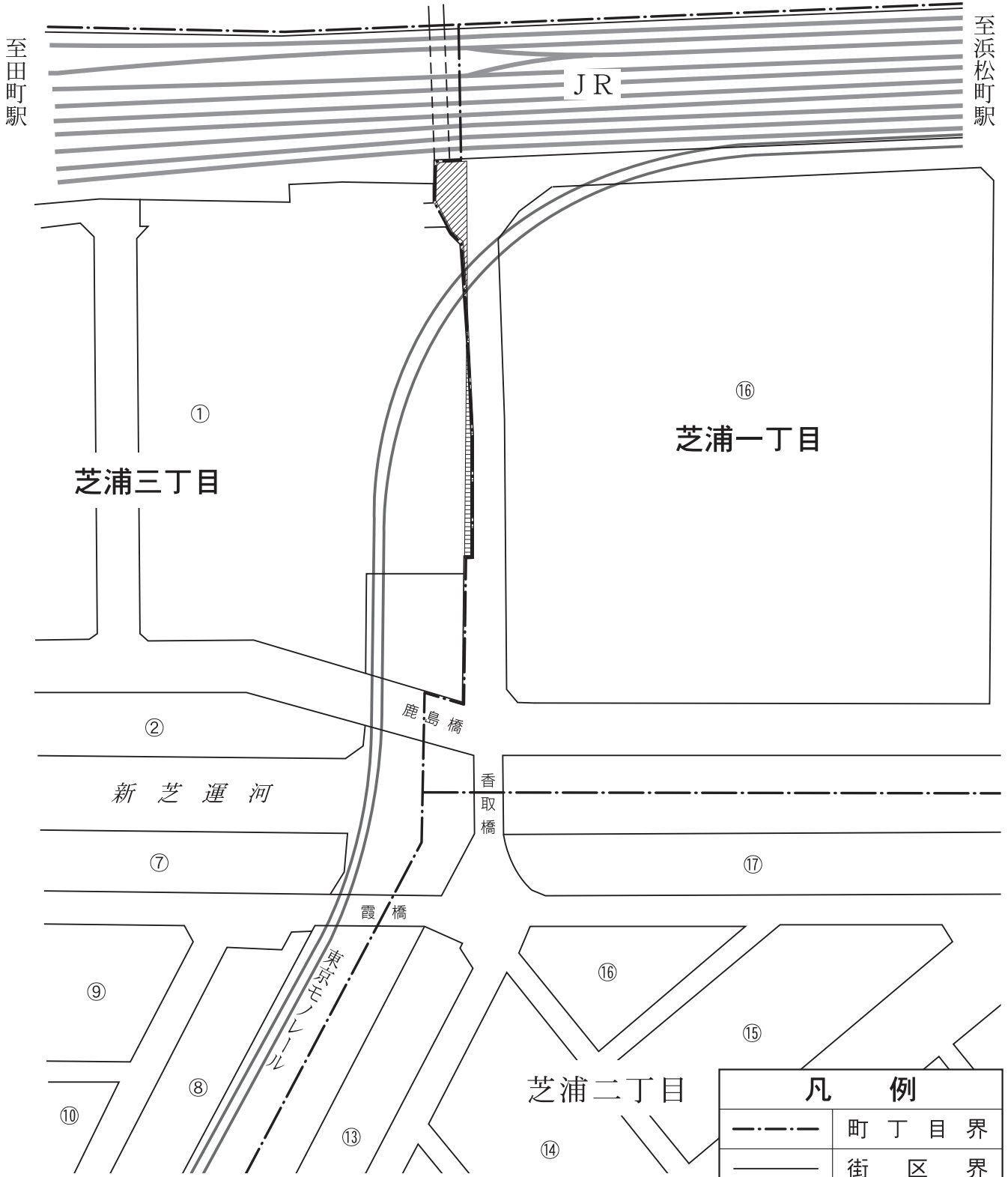


凡 例	
--- --	町丁目界
— — —	街区界
①	街区符号
	該当地域

町区域の変更図（変更後）



芝四丁目



凡 例	
— · — · —	町 丁 目 界
— — — — —	街 区 界
①	街 区 符 号
	芝浦三丁目から 芝浦一丁目へ
	芝浦一丁目から 芝浦三丁目へ

1 : 2,000

